

誘導灯消灯届

令和 年 月 日

青森市文化会館 館長 様

申請者	住 所
	団 体 名
	代 表 者 名
	電 話

下記のとおり誘導灯の消灯をしたいので、よろしくお取り計らい願います。
誘導灯消灯時には、会館側の指示に従い、より一層観客の安全確保に留意します。
万が一、事故が発生した場合は、一切の責任を申請者が負うこととします。

記

誘導灯消灯日	令和 年 月 日 ()
公 演 名	
誘 導 灯 消 灯 理 由	
誘 導 灯 消 灯 時 間	時 分 ~ 時 分
誘 導 灯 消 灯 責 任 者	

[注]

消防法上、誘導灯を消灯できるのは、上演中の誘導灯の点灯が鑑賞効果を阻害する場合で、特に暗さが必要とされる場合に限られる。よって、出演効果上等、必然的と判断された場合のみ許可する。

誘導灯の消灯は、開演中のみであり、開演前、休憩中及び終演後等観客が自由に行動できる時間は点灯しておくこと。

公演開始前に、観客に対し誘導灯が消灯することを告げ、避難口を確認するようアナウンスを流し周知を図ること。

大ホール及び会議室、レストランなどで火災等を感知した場合、自動火災報知器と連動して強制点灯となるが、それによって演出上の問題が起きた場合でも会館側の責任は問わないこととする。

届出を受けた場合においても、消灯の必要性、安全確保体制に疑義があるときは消灯を認めない場合がある。

館 長	副 館 長	係